

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

リスクアセスメントを見直そう

上の巻 危険源のチェックリスト作成

みなとみらい労働法務事務所 菊一功

特集Ⅱ

つまずいた階段 どう見えていた？

イカリ消毒の光環境評価システム

別冊付録

安全よんコマ

日常的な安全衛生管理活動

安全スタッフ編集部・編

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録のお問い合わせは

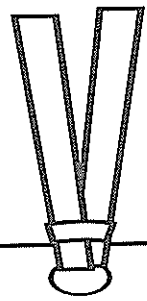


0120-972-825

No.2155

2012

2 / 1



労災認定の境界線

社労士が教える

<執筆>

一般社団法人SRアップ21東京
社会保険労務士小泉事務所

所長 小泉 正典

第122回

総務課社員が工場の床を塗装中、充滿した溶剤に引火し火傷

■ 災害のあらまし ■

各種産業機械の塗装、溶接を請け負っている工場で火災（ボヤ程度）が発生。社員Aが手足に軽い火傷を負った。社員Aは塗装作業員ではなく総務課所属であったが、工場の床の塗装が剥げていた箇所を発見したため、自らラッカー系のペンキで塗装作業を行っていた。

床の塗装が剥げていた箇所は工場の隅だったこともあり、換気が十分ではなく、ペンキに含まれる引火性の蒸気があたりに充滿していた。さらに、大きな機械の陰になり、工場で溶接をする作業場から見えない場所だったため、社員Aの塗装作業に気がつかなかった別の社員Bが近くで溶接作業を行ってしまった。これにより充滿した溶剤に引火し、火災となり塗装作業中の社員Aが火傷を負ってしまったもの。

■ 判断 ■

剥げていた工場の床の塗装を直すように上司が命じたものではないが、社員Aが総務課所属という立場にあり、常日頃から工場内の点検を行い不備があれば対応していたこと、工場内に床の塗装を直すものが揃っていたことなど、業務起因性が認められ業務上と判断された。

■ 解説 ■

もともとこの工場では引火性の高い塗料などについては、労働安全衛生規則に則り、溶接作業をする場所とは別に保管されていた。塗装作業場にも「火気厳禁」の貼り紙をし、安全管理には一定の配慮をしながら普段の工場の作業では、このような事故は起こっていなかった。

社員同士の連絡がうまくできていなかっ

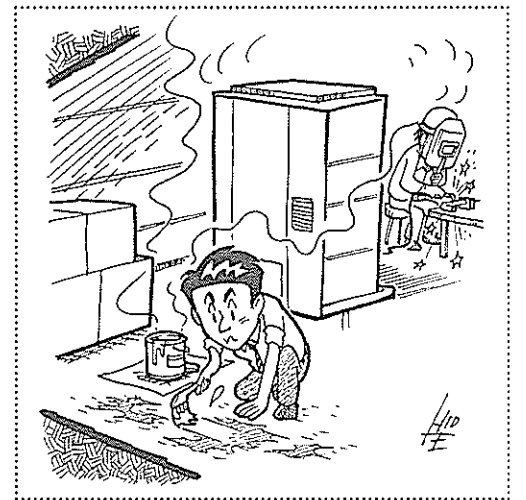
たことも今回の災害の問題点ではあるが、業務上での火傷であるかどうかについては、「業務命令」があったかどうかは大きなポイントである。今回のケースではそのポイントであるハッキリとした「業務命令」は出ていなかった。

しかし、社員Aは工場の剥げた床を塗装しなおすことを上司に報告をしていた。つまり、上司から「剥げた床を直せ」と業務命令は受けていないが、「止める」とは言っておらず、そのまま作業を黙認している。これは、ハッキリとした口頭や文書での業務命令ではないが、社員Aがその業務時間中、剥げた床を塗装し直すことを業務として認めていると判断された。

社員Aは日頃から、総務として事務作業以外にも工場内を見回り、切れた照明の交換や壁の補修なども行っていた。床の塗装となると普通なら業者に頼むところではあるが、会社の主業務で塗装を行っている会社であり、塗装に必要な溶剤や用具も全て揃っていたために、床も同じような感覚で塗装し直したものであった。

ではもし仮に、この社員Aが作業中、通りがかった社員Cが手伝い一緒に火傷を負ってしまったとしたらどうだろう。この社員Cは総務課所属でもなく、たまたま社員Aが作業をしているところに通りがかって少し手伝っていたという場合、業務上ではないと判断される可能性が高い。

なぜなら、社員Cには別の業務があり、そこにたまたま通りがかっただけ（偶然）で、床の塗装を直すことが社員Cの業務上必要な行為とは言えないからである。もちろんそこに「業務命令」もない。せつかくの親切心も労災認定上では業務上とは見なされないのである。ただし、客観的に見て必要であり合理的な担当外業務の応援行為



は、業務上と判断される。

社員Aの塗装作業が大変な規模で、一人で終わることが到底無理であり、社員Cが手伝うことが客観的に見て必要で、合理的な担当外業務の応援だったという場合だ。ただ、このような場合は「手伝ってやってほしい」など、上司などの「業務命令」が伴うことがほとんどだと考えられるため、業務上とすぐ判断がつくものも多い。

また、このほかにも、その社員の職務（責任）から当然行うことが予想される緊急行為の場合も業務上と認められる。その剥げた床を早急に直さないと、別の業務に支障が出るなどの場合である。

なお、今回のケースは軽傷（火傷）で済んだものの、もっと重大な労災となり得る可能性が多く見受けられる。換気を十分にしないままの塗装作業は、有機溶剤中毒となり意識不明となることも考えられる。また、もっと多くの引火物質に触れ爆発が起こっていたかもしれない。こうなると、大惨事である。現に、同じように溶接作業で発生した火花が、船内に塗られていたペンキから発生した引火性の高い気体に引火したことが原因で爆発が起こり4人がケガをしたという事故が起きている。